

御部ダム みやび湖の湖面利用について

- 御部ダム みやび湖では湖岸や持ち込んだボート等からの釣り等に湖面を利用することができます。
- 利用には、事前に御部ダム管理所で湖面利用届書に必要事項を記入いただく必要があります。（湖面へ下る管理道の入口は施錠しており、無断利用は禁止しています。）

【湖面利用の流れ】

① 御部ダム管理所で利用者全員の救命胴衣があるか確認します。

利用人数分の救命胴衣が無い場合、湖面利用はできません。

② 湖面利用届書（管理道鍵貸出申込書）に必要事項を記入（用紙は御部ダム管理所にあります。）
（また、届書は御部ダムホームページからダウンロードが可能です。）
御部ダム（みやび湖）湖面利用届書（Word：394KB）

③ 安養寺管理道の鍵と湖面利用に関する注意事項記載資料をお渡しします。
（湖面利用中は保管してください。）

④ 届書に記載した終了時間までに、鍵と注意事項記載資料を管理所に返却する。

- 利用可能な範囲、時間は以下のとおりです。

御部ダム「みやび湖」湖面利用制限区域図



利用可能な期間 通年

利用可能な時間

月	開始時間	終了時間
4月、5月、6月	6：30	18：00
7月、8月		19：00
9月		18：00
10月	7：00	17：00
11月、12月、		
1月、2月、3月		

※終了時間内であっても、日没までとする。

湖面利用上の注意

- ※立入禁止区域に入らないでください。
- ※油流出のおそれのあるエンジン付きの船は使用禁止です。（船舶は、手漕ぎ、足踏み式、電動船外機（エレキモーター）のみ可とします。）
- ※遊泳は禁止です。（水上スキー、水上オートバイおよびそれに類する行為も禁止します。）
- ※救命胴衣が無い場合は利用できません。
- ※ゴミは必ず持ち帰ってください。
- ※湖面及び管理道利用により発生した利用者の事故については、管理者は一切の責任を負いません。

- 以下の項目にひとつでも該当する場合には、湖面利用ができません。

- 松江地方気象台から浜田市または益田市に降雨に関する警報・注意報が発令されているとき（※１）
- 浜田市に強風・雷・濃霧に関する警報・注意報が発令されているとき（※１）
- 御部ダム上流の木都賀ダムが放流しているとき（※２）
- 流入量・貯水位について、ダム管理者が定める基準を超えているとき（※２）
- 台風が発生・接近しており、影響があると予想されるとき。（※２）
- 流木等の漂流物が多量に確認されたとき。（※２）
- その他、ダム及びダム湖管理上、湖面利用を制限する必要がある場合（※２）

（※１）気象警報・注意報の発令状況は次のサイトから確認できます。

「[島根県の気象警報・注意報](http://www.jma.go.jp/jp/warn/337_table.html)」掲載ページ（気象庁ホームページ）

http://www.jma.go.jp/jp/warn/337_table.html

（※２）については、御部ダム管理所にお尋ねください。

※釣りの場合、魚種によっては遊漁料金が必要な場合があります。

遊漁料金については、三隅川漁業協同組合にお問い合わせください。

（島根県浜田市三隅町三隅 1431（電話：（０８５５）３２－００４５））

[島根県三隅川漁業協同組合のホームページへのリンク](https://www.misumigawa.com/)

<https://www.misumigawa.com/>

島根県浜田県土整備事務所

御部ダム管理所

電話：（０８５５）３５－１４２１